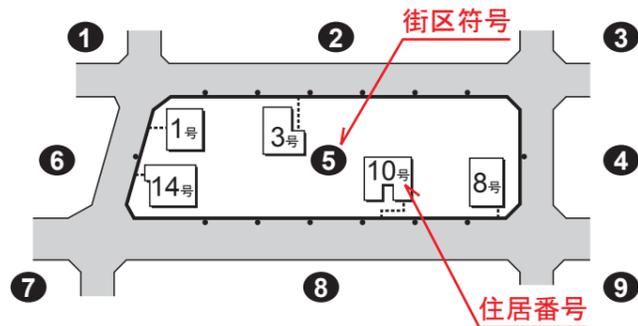


◆住居表示区域における住所の表し方の例



◆住居番号の定め方

下図は街区のイメージ図です。①～⑨は街区符号を表しています。住居番号は出入口の位置（下図では破線で表示）によって決まり、各建物に1つの番号が設定されます。（街区符号・住居番号は、町田市で決定します。）



◆住居表示を実施すると

- 1) 火災や緊急時に通報する際、場所の特定が速やかになります。
- 2) 救急車や消防車などの緊急車両の到着が速やかになります。
- 3) 郵便局、運送事業者の誤配等が起きにくくなります。
- 4) 来街者の方が住所を頼りに目的地に行きやすくなります。

■これまでの経過について

本事業のこれまでの経過については、町田市公式ホームページに資料等を掲載しております。

[トップページ](#) > [暮らし](#) > [住まい・道路](#) > [都市づくり](#) > [住所整理](#) > [金井町・藤の台団地地区](#)

■ご質問・ご意見について

住所整理事業に関するご質問やご意見がございましたら、下記担当までご連絡ください。



<住所整理事業担当窓口>

〒194-8520 町田市森野二丁目2番22号 8階804窓口

町田市役所 都市づくり部 土地利用調整課 土地利用係

担当: 鈴木・池田・林

電話: 042-724-4254(直通) Fax: 050-3161-6271

町田市役所からのお知らせ

Vol.10

金井町・藤の台団地住所整理事業ニュース

発行日: 2019年10月1日

発行: 町田市役所 都市づくり部
土地利用調整課

金井町・藤の台団地で実施する住所整理事業に関する情報を皆さまにお届けします。

町田市では、住所をわかりやすく整理し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、住所整理事業を行っています。金井町・藤の台団地地区については、2020年7月に住所整理を実施するため、事業を推進しています。このお知らせは、事業区域内にお住まいの方と事業所へ配布させていただいております。

住所整理の実施案が市議会で可決されました

町田市議会令和元年9月定例会に住所整理の実施案(住居表示の実施並びに町区域の新設及び変更)を上程し、原案のとおり可決されました。

住居表示の実施に向けて現地世帯調査を行っています

住居表示の実施に向けて新しい住所を適切に付けるため、現在、居住者・事業者の住所や建物の出入口の状況などを確認する現地世帯調査を行っています。

◆対象区域

裏面の区域図をご覧ください。

◆今後のスケジュール(予定)

| | | |
|-------|---------|--|
| 2019年 | 10月～12月 | ◆現地世帯調査 (これ以降も必要に応じて調査する場合があります。) |
| 2020年 | 5月～6月 | ◆資料配付 各ご家庭、事業所に配付します。配付資料は下記のとおりです。 ◎新住所の証明書(住所変更の各種届出に使用できます) ◎住居表示に伴う手続きのしおり ◎住居表示新旧対照案内図 など |
| | 6月～7月 | ◆住居表示の手続き説明会の開催 変更手続き等に関する説明会を開催する予定です。 |
| | 7月 | ◆住居表示実施 |

【マイナンバー制度について】

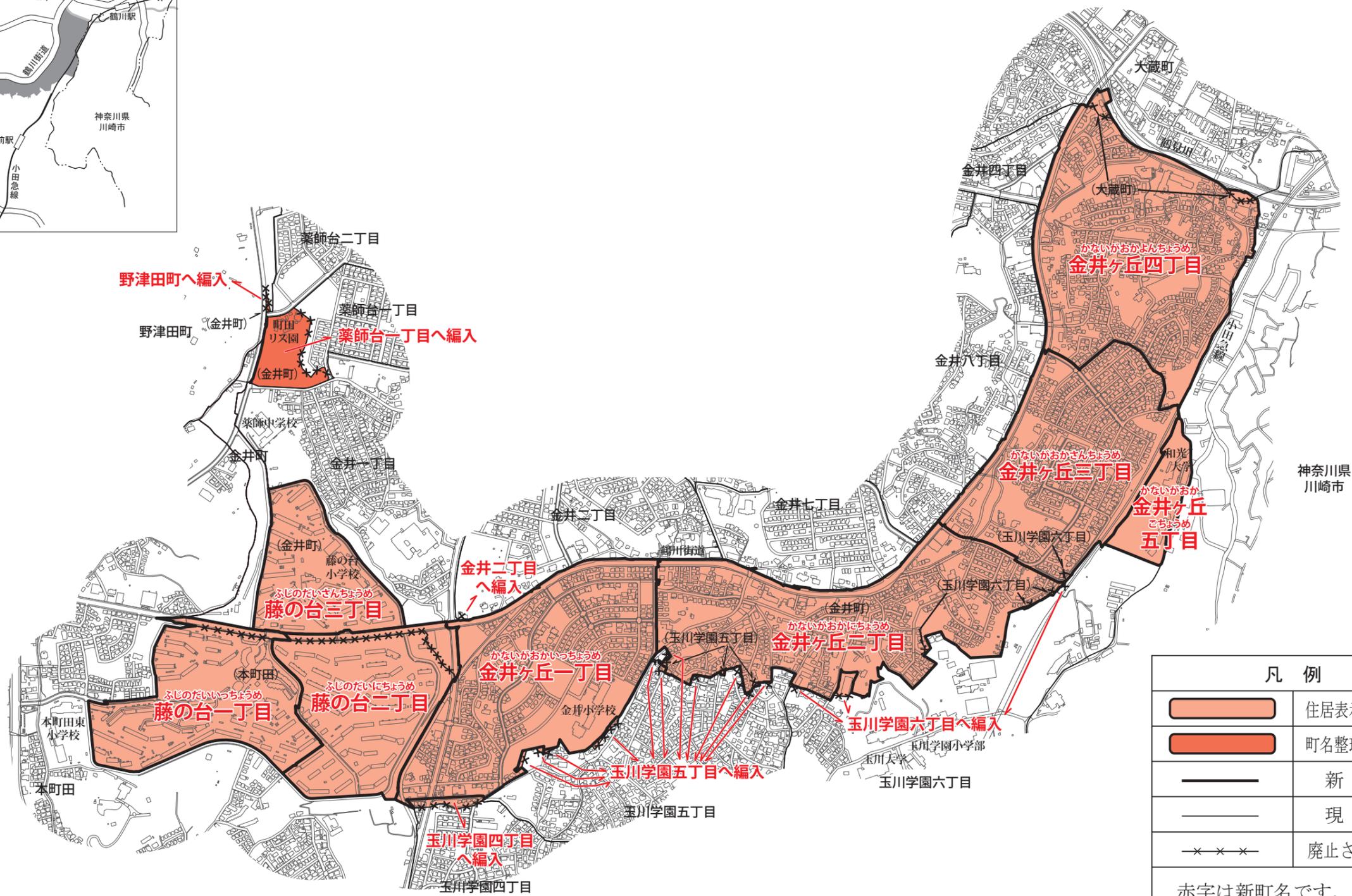
お持ちの通知カード又は個人番号カードは、住居表示実施後、住所の変更手続きが必要になります。

※ 今回の調査でみなさまにマイナンバーをお聞きすることはありません。不審な点がありましたら、土地利用調整課にご連絡ください。

【ご注意ください】

名刺、封筒やハンコなど、住所を記載するものを新たに作成する際は、数量・変更時期などにご注意ください。

住居表示及び町名整理の実施予定区域



| 凡例 | |
|---|----------|
| | 住居表示実施区域 |
| | 町名整理実施区域 |
| | 新町界 |
| | 現町界 |
| | 廃止される町界 |
| 赤字は新町名です。 ()内は新設する町区域に 存する現町名です。 | |